

外国弁護士制度研究会中間取りまとめに対する意見書

2009年(平成21年)9月17日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 外国弁護士制度研究会(以下「研究会」という。)は、2009年(平成21年)8月の中間取りまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)において、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱業務とする法人(以下「A法人」という。)制度と、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱業務とする法人(以下「B法人」という。)制度を、それぞれ一定の条件のもとに導入することを提案しているが、法人組織(特にB法人制度)を通じた、外国法事務弁護士や外国所属事業体による日本法に関する法律事務に対する不当関与の防止や、弁護士の独立性の維持等に充分意を用いて、これらの法人制度の在り方について、さらに慎重に検討するべきである。
- 2 また、A法人については、その名称、A法人からB法人への組織変更及び懲戒制度などについて、B法人についても、その名称、外国法共同事業又は、弁護士法人からB法人への組織変更及びB法人からA法人又は弁護士法人への組織変更、懲戒制度並びに従事務所における常駐義務などについて、今後議論する必要がある。なお、いずれの法人制度についても、仮に導入される場合には、弁護士法や外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「外弁法」という。)等の既存の法体系との整合性をはかりつつ、適切な法律により導入されるべきである。
- 3 当連合会としては、仮にこれらの法人制度が導入される場合、非弁提携の禁止や日本法に関する法律業務に対する不当関与の禁止等を徹底する観点から、これらの法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、会則・会規等において、これらの法人及び法人の社員(弁護士、外国法事務弁護士)に対する調査、これらの者の当該調査への協力、さらには各種届出に關し、どのような規律を設けるべきかについて、検討を行うこととする。

意見の理由

第1　はじめに

当連合会と法務省は、2008年（平成20年）5月29日、外国法事務弁護士に関し、弁護士業務をとりまく内外の動向並びに我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度（以下「外弁制度」という。）の動向について調査及び研究を行ったうえ、外国法事務弁護士事務所の法人化その他これに関連する事項について検討を行うことを目的として、研究会を設置した。中間取りまとめは、研究会のこれまでの調査及び研究の結果を、この時点でまとめたものである。

わが国は1986年（昭和61年）に外弁制度を導入して、一定の資格要件を満たす外国弁護士を外国法事務弁護士として受け入れたが、外国法事務弁護士を当連合会の会員として迎え入れるとともに弁護士同様に当連合会の監督下に置くことは、当初から当連合会の基本方針である¹。弁護士制度の一部をなす外国法事務弁護士制度の改正は、これまでと同様、利用者の利便と適正な法的サービスを受けられる利益、今後の我が国の弁護士制度全体に与

1 外国弁護士制度の沿革

日本は、1986年（昭和61年）に「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（いわゆる外弁法）を制定して外国弁護士を外国法事務弁護士という名称で受け入れたが、その後も欧米からの規制緩和要求が続き、数度にわたる外国弁護士制度研究会等での検討を経て、それらの提言に基づき、段階的に資格要件や業務形態・範囲の自由化・緩和がはかられてきた。最近の改正では、2003年（平成15年）改正法により、弁護士雇用が解禁されたほか、外国法事務弁護士と弁護士とが組合形式で外国法に関する法律事務及び日本法に関する法律事務について共同事業を行うことを可能とする外国法共同事業が認められた。なお、弁護士に関しては、2001年（平成13年）の弁護士法改正により弁護士法人が認められることになったが、その際外国法事務弁護士については法人化を認める措置がとられなかった。そのため法人化（及び法人化を経た複数事務所許容）の点について弁護士と外国法事務弁護士の間に不均衡が生じており、それが今回の法改正の課題となったものである。なお、法人化を経ない複数事務所化及び国際共同経営を許容するかどうかについては、今回の改正検討の対象事項とはされていない。

える影響等を慎重に検討した上でなされるべきである²。その観点からは、一定の外国法に関する法律事務に限って取扱いを認め、日本法に関する法律事務への不当な関与を許さない外国法事務弁護士制度及び一定の資格を有する者のみが社員となることによって非資格者が法律事務に実質的に関与することを防止する弁護士法人制度のそれぞれの趣旨をさらに活かすような制度設計に意を用いるべきである。また、新たに導入・改正される制度が、弁護士の独立性及び弁護士自治を脅かすものとならないよう留意すべきである。

第2 A法人制度について

- 1 A法人制度の導入の是非については、弁護士と外国法事務弁護士の間に差異を設ける合理性があるかどうかという問題である。研究会では、外国法事務弁護士の活動基盤をより安定したものとし、それによって外国法事務弁護士の活動に対する内外の期待に応える等の見地から、これを認める必要性があるとのことで意見が一致している。
- 2 A法人に対する規制の在り方について、研究会は、1. A法人の業務範囲、2. A法人の業務執行権限等、3. A法人の債権者に対する社員の責任、4. A法人の事務所に対する規制、5. A法人の業務遂行時の資格表示義務、6. 非弁提携の禁止、7. 弁護士の雇用及び外国法共同事業などについて検討し、それぞれ一定の措置を講ずることとしている。

この点、A法人については、(1)弁護士法第72条の例外としての外国法事務弁護士にかかる取扱業務の範囲等の規律と同様の規律に服すること、

² 外弁制度の段階的な規制緩和と諸外国の状況

日本は、外国法事務弁護士制度を約20年かけて段階的に開放して来たが、外弁法制定当時には大きいもので数十人規模であった日本の法律事務所が、最近では最大のもので約400人以上に成長している。諸外国においては、例えばドイツなど、急激に外国弁護士の活動を自由化した結果、ドイツ国内の法律事務所の国際化は著しく進展したが、大事務所のほとんどが英米大法律事務所の傘下に入ることとなるに至った。外国との単純な比較はできないが、外国法事務弁護士ないし外国弁護士の制度を検討するにあたっては、わが国の弁護士及び外国法事務弁護士全体の状況、わが国における国際法律業務の実態を踏まえて検討することが必要であると考えられる。

(2)同じく弁護士法第72条の例外としての弁護士法人制度と同様の法人制度とすることを前提とすれば、法人化を認めることによる特段の弊害・問題点は認められないところ、上記1.ないし7.の各規律は、上記(1)及び(2)を具体化したものであると考えられる。

A法人制度を導入する場合、A法人の名称、A法人からB法人への組織変更及び懲戒制度などについて、今後さらに検討する必要がある。

第3 B法人制度について

- 1 B法人制度については、いわゆる内国民待遇の問題ではなく、弁護士と外国法事務弁護士の共同事業の形態について、既存の組合形式に加え、新たに法人形式を認めて選択肢を増やすべきか否かという問題である。B法人制度導入については、その導入の具体的な要望が出されているという状況もあり、研究会では、新たな法人形態であるB法人制度を認める必要性があるという限度で意見は一致していたところである。
- 2 B法人に対する規制の在り方について、研究会は、1.日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等、2.社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制、3.社員のうちに弁護士である社員の占める割合、4.日本弁護士連合会等による実効的な監督を行うための方策などについて検討し、3.を除きそれぞれ一定の措置を講ずることとしている。

この点、B法人についても、(1)弁護士法第72条の例外としての外国法事務弁護士にかかる取扱業務の範囲等の規律と同様の規律(外国法共同事業と同様の規律を含む。)に服すること、(2)同じく弁護士法第72条の例外としての弁護士法人制度と同様の法人制度とすることが前提となる。研究会では、上記(1)及び(2)を具体化したものとして上記1., 2., 及び4.の規律のほか、A法人制度の規律として記述されているもの的一部³を設けることを前提に、B法人制度を導入すべきであるとのことで大方の意見の一一致を見ている。

³ 中間取りまとめ第3の前文*2参照。

3 B 法人は、A 法人と異なり、法人が日本法に関する法律事務も取扱業務とするため、法人組織を通じて、外国法事務弁護士や外国所属事業体が日本法に関する法律事務について直接・間接に不当に関与することや、社員である外国法事務弁護士を通じた外国所属事業体による B 法人支配が、B 法人における弁護士の独立性の保持を困難にさせること等の懸念が表明されている。研究会で示された B 法人における弁護士社員の占める割合の下限規制を法令で設けるべきであるとの有力な意見もこのような懸念が背景にある。

確かに、これらの懸念について、特に外国巨大ローファームが外国所属事業体である場合において皆無とは言いきれない。これらの危険性が組合形式の外国法共同事業の場合に比べて格段に高まるとは言いがたい面はあるものの、万一これらの危険性が現実化するときは、弁護士制度全体への深刻な影響をもたらすこととなる。B 法人制度についての今後の研究会及び立法作業において、これらの懸念を充分に念頭に置いて慎重に検討するべきである。

4 さらに、B 法人制度を認めることは、弁護士と他の専門職（外国での資格者を含む）とを社員とする法人や、弁護士とこれらの職との間のパートナーシップの容認につながるとの懸念も一部で指摘されている。

しかしながら、外国法事務弁護士は当連合会及び弁護士会の会員であり弁護士と同様の会則・会規（職務基本規程を含む）に服するものであり、これらに基づき調査、指導・監督を行うことが可能であることなどから、今回 B 法人のような法人制度を認めるとしても、他の専門職との法人設立を含む提携・協同のあり方についての議論には影響するものではないとの点で研究会は意見の一一致を見ており、当連合会も同様の認識を確認するものである。

5 なお、B 法人制度を導入する場合には、B 法人の名称、外国法共同事業又は弁護士法人から B 法人への組織変更及び B 法人から A 法人又は弁護士法人への組織変更、懲戒制度並びに従たる事務所における常駐義務、当連合会による調査などについて、今後さらに検討する必要がある。

第4 会規・会則について

A法人及びB法人のいずれの制度を導入する場合においても，当連合会としては，必要な範囲で会規・会則の制定及び改正を行わなければならぬことになる。

特に，非弁提携の禁止や日本法に関する法律業務に対する不当関与の禁止などを徹底する観点から，これらの法人に対する指導・監督の実効性を確保するため，弁護士法人及び外国法共同事業の例を踏まえて，会則・会規などにおいて，これらの法人及び法人の社員（弁護士，外国法事務弁護士）に対する調査，これらの者の当該調査への協力，さらには各種届出に関する規律をどのように設けるべきかについて，今後検討を加えることとする。

第5 立法形式について

A法人及びB法人のいずれの制度についても，既存の法体系との整合性をはかりつつ，適切な法律により導入されるべきである。

以上